

文教常任委員会所管事務調査報告書に係る報告

3 委員会として一致した意見

(1)「在宅子育て支援について」

ア 在宅子育て支援の要旨は、孤独に子育てをしていることによる諸問題解決へのアプローチと考える。在宅子育てを対象に施策展開しているつどいの広場や地域子育て支援センター、全ての子育て世帯を対象としている保健センターが相談の起点となりやすい。今後、こども総合支援センターを設置するにあたり、全ての子育て世帯が課題を抱えた際に、どこにどう相談すればいいのかという流れを周知することを目的とした広報にこそ、力点を置くべきであるとする。

子育て応援BOOK、やおっぷ及び市政だより等における現在の周知・啓発の取組に加えて、子育てに関わる施設での啓発資料の配架、八尾市LINE公式アカウントでの発信及びメディアでの積極的な露出等といった、さらなる広報の充実に努めることを求める。

子育て世帯が孤立することがないように、課題を抱えた際の相談先や相談の流れについては、こども総合支援センターのパンフレットや市ホームページを作成する際に記載してまいります。また、広報の充実については、こども総合支援センターがたくさんの方に親しまれるよう愛称募集を行っているところであり、センターの紹介動画を作成するなどさまざまな手法により、広報の充実に努めてまいります。

イ つどいの広場におけるコロナ禍の影響は顕著であり、利用定員を半減した状態での運営については、密を避ける感染症対策として、やむを得ない対応かと考える。ただし、定員減によって利用しなくても利用できない場合には、単に利用をお断りするのではなく、様々な手法を用いて、その方が抱えている課題や負担の確認等を行うべきである。なお、その課題や負担等が深刻な場合には、事業の実施回数や利用定員の見直しを行う等、その方が相談や支援につながるように臨機応変な対応を検討することを求める。

現在新型コロナウイルス感染症対策として、開設場所の面積により利用組数を制限して実施せざるを得ず、より多くの親子が利用できる機会を増やすために、多くの広場で交代制や事前予約制を導入しておりますが、定員減によって利用できない場合でも、課題を抱えている方が相談できるように、すべての広場で、電話相談や面談による相談に対応しています。あわせて外出しにくい子育て家庭が抱える負担が軽減されるよう、オンラインを活用した相談や交流会等の事業ができるよう取り組みをはじめております。引き続き各つどいの広場において相談支援など、臨機応変に対応できるよう努めてまいります。

また、つどいの広場の利用にあたって、予約により確実に参加できる場合と現地に行っても参加できない場合には、利用者の負担は大きく変わるものと推測される。各つどいの広場における予約制の状況や定員超過により現地でお断りするケースの有無等を確認し、当日参加の場合は事前に空き状況等を確認できるような仕組みの構築に努めることを求める。

現在つどいの広場の利用方法は、予約制や先着順など広場により異なっておりますが、一部の広場では市ホームページ等において予約状況や空き状況を発信しております。今後、利用者の利便性向上のため、全広場で予約状況や空き状況を確認できるように働きかけてまいります。

あわせて、つどいの広場に対する保健師、栄養士及び図書館司書の回数の増加、また新生児のための開催日や時間帯の拡充についても検討することを求める。

「八尾市つどいの広場事業運営委託仕様書」において、「月1回、国家資格等の専門職を講師として、外部より招き講習会を実施すること」としておりますが、委託料の範囲内で回数を増加して実施することは可能となっております。

また、つどいの広場の開催は週3日以上、1日5時間以上を基準としており、基準の時間内において

は新生児を含めた概ね0歳から3歳までの在宅児童及びその保護者を対象としております。新生児のように対象を特定する場合は開催基準外での運用となりますが、各広場で多胎児、父親といった対象を特定した広場の開催など、工夫を凝らした事業実施をしていただいております。今後も広場の創意工夫により利用者のニーズに応じた事業を実施するよう働きかけてまいります。

ウ 未就園と考えられる児童に対する家庭訪問については、今年度、5歳児を対象として訪問調査を実施しており、小学校入学時に懸念される様々な課題に対応すべく、教育委員会と連携して、小学校での生活がスムーズに行えるように支援している。来年度は4歳児の未就園児童に対して家庭訪問を行うとのことだが、訪問対象となる家庭の選定については、児童発達支援事業や一時支援事業等を利用している家庭を含めて検討し、あらゆる家庭に十分な支援が行き届くよう、検討することを求める。

未就園と考えられる児童に対する訪問調査については、5歳児に加え対象範囲を広げ4歳児も対象として実施する予定としております。訪問調査の対象としては、どの施設にも所属のない児童を優先して調査実施してまいります。

エ 令和4年10月に、子ども・子育ての総合的な支援拠点としてオープンする「こども総合支援センター」においては、保健、福祉、こども、教育等の関係部局との連携を密にし、1歳半健診等での状況把握や障がい福祉課や保健センターの職員との家庭訪問、また子育てへの不安、児童虐待、いじめ及び不登校等の悩みや課題を抱える家庭への定期的なアプローチを行い、常に子育て世帯との接点を持つことで、誰一人取り残さない、ワンストップで切れ目のない支援に取り組むことを求める。

こども総合支援センターは、一人ひとりに光があたる切れ目のない支援を実現するため、子育てに関する不安や悩みを気軽に相談でき、できる限り一元的に対応できる総合的な相談窓口をめざしております。保健・福祉・子育て・教育等の関係機関が、必要な支援に早期につなげるための情報連携を行

い、誰一人とり残さないように、子どもの最善の利益を考え、子どもの育ちに応じた切れ目のない支援を推進してまいります。

なお、支援にあたっては一人ひとりの状況に応じ、訪問・来所・電話など多様な方法で対応してまいります。

オ 本市は、令和2年度から2歳児保育料の無償化によって就学前施設に在籍している児童への支援を充実させる一方、在宅で子育てされている児童に対しても様々な施策を展開し、支援に取り組んでいる。

税の公平性の観点から、今後も引き続き、しっかりと在宅子育てに光を当てて、全ての子育て世帯が平等性を感じられるよう、きめ細かな支援の拡充に努め、双方同水準の子育て支援に取り組むことを求める。

在宅子育て支援については、市立認定こども園における一時預かりをはじめ、地域子育て支援センターやつどいの広場における事業実施など、さまざまな支援を行っております。また、在宅の子育て世帯向けに特化した情報を掲載するリーフレットを作成し、対象世帯に直接郵送することで、必要なサービスや施設をご利用いただけるようにしております。

今後もさまざまな事業展開や情報発信などを実施することで、きめ細やかな支援に努めてまいります。